

郡山市上下水道局職員自己啓発費用助成要綱

平成31年 3月22日制定

[上下水道局総務課]

(目的)

第1条 この要綱は、職員が自己啓発のために自ら受講する講座に要する費用の一部を助成することにより、職員の自己啓発意欲を向上させるとともに、能力開発を促進し、もって人材育成を図ることを目的とする。

(対象講座)

第2条 助成の対象となる費用は、次に掲げる講座のうち、上下水道局長が指定するもの（以下「助成対象講座」という。）を受講するための受講料とする。

- (1) 通学講座 講座の主催者が指定する会場に通学し、講習等を受講し学習する講座
- (2) 通信講座 講座の主催者から送付される教材等を用いて、自宅等で学習する講座

(対象職員)

第3条 助成の対象となる職員は、常時勤務を要する一般職の職員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により任用された職員をいう。）
- (2) 地方公務員法第22条の 3 の規定により臨時的に任用される職員。
- (3) 再任用職員（地方公務員法第28条の 4 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項の規定により採用された職員をいう。）
- (4) 任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第 3 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 4 条第 1 項若しくは第 2 項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項の規定により採用された職員をいう。）

- (5) 第 8 条第 1 項に規定する助成金交付申請時に上下水道局職員の身分を有しない者

(助成の要件及び助成金の額)

第4条 助成金の交付は、助成対象講座を修了した場合に行うものとする。

2 助成金の額は、助成対象講座の受講料の 2 分の 1 に相当する額とし、一人当たりの助成金交付の限度額は次の表のとおりとする。

区 分	1 の助成対象講座における限度額	同一年度内の総額における限度額
通学講座	30,000 円	60,000 円
通信講座	10,000 円	20,000 円

(募集)

第5条 総務課長は、助成対象講座を職員に周知し、助成対象講座の受講及び助成金の交付を希望する職員（以下「受講希望者」という。）を募集するものとする。

(受講の申込及び決定)

第6条 受講希望者は、総務課長に対し、受講を希望する 1 の講座ごとに自己啓発講座受講申込書（第 1 号様式）を提出しなければならない。

2 総務課長は、前項の申込書を審査し、予算の範囲内で助成の対象とする受講者（以下「受講者」という。）及び講座を決定するものとする。

3 総務課長は、前項による決定をしたときは、速やかに自己啓発講座受講決定通知書（第 2 号様式又は第 3 号様式）を受講者に対し、交付するものとする。

(講座の主催者への受講手続及び受講料の支払)

第7条 通学講座への受講申込みの手続きは、受講者が、各自行うものとする。

2 通信講座の受講申込みの手続きは、総務課長が取りまとめ、一括して行うものとする。

3 受講料の支払いは、講座の主催者からの請求に基づき、受講者が直接支払うものとする。

(助成金の申請及び決定)

第8条 助成金の交付を受けようとする受講者は、講座の主催者から発行される助成対象講座の修了証書を受け取った日から30日以内に当該修了証書の写し及び受講料の支払額が確認できる書類の写しを添えて、自己啓発費用助成申請書(第4号様式)を上下水道事業管理者に提出しなければならない。

2 上下水道事業管理者は、前項の申請書を審査し、助成金の交付を決定したときは、自己啓発費用助成金交付決定通知書(第5号様式)により通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、上下水道局長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

年 月 日

総務課長

所属名

職・氏名

印

自己啓発講座受講申込書

下記の講座の受講を希望しますので、郡山市上下水道局職員自己啓発費用助成要綱第6条第1項の規定により申し込みます。

記

講座の主催者			
受講を希望する講座名		通学・通信 講座の別	通学・通信
受講を希望する期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
受講料	円		
通信講座の教材送付先			

年 月 日

様

総務課長

自己啓発講座受講決定通知書

下記の講座を助成の対象としますので通知します。

記

講座の主催者			
受講講座名		通学・通信 講座の別	通学・通信
受講期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
受講料	円		

受講に当たっての注意事項

- (1) 所定の手続きにより、速やかに受講料を払い込むこと。
- (2) 通信講座の受講にあたっては、できる限り上記の期間内で修了すること。
- (3) 修了しなかった場合や、助成金交付申請時に上下水道局職員の身分を有しない者には、助成金は交付しない。
- (4) 修了証書を受け取った日から30日以内に修了証書の写し及び受講料の支払額が確認できる書類を添えて、自己啓発費用助成申請書（第4号様式）を提出すること。

年 月 日

様

総務課長

自己啓発講座受講決定通知書

下記の講座については、助成の対象としないこととしましたので通知します。

記

講座の主催者			
受講講座名		通学・通信 講座の別	通学・通信
助成の対象としない理由			

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

所 属 名

職・氏名

印

自己啓発費用助成申請書

自己啓発費用助成金の交付を受けたいので、郡山市上下水道局職員自己啓発費用助成要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

講座の主催者			
受講を修了した講座名		通学・通信講座の別	通学・通信
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
受講料	円		
助成金申請額	円		
助成金の振込先	金融機関名		支店等名
	預金種別	普通・当座	口座番号
	口座名義		口座名義 (カタカナ)

添付書類 修了証書の写し

受講料の支払額が確認できる書類の写し

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

様

郡山市上下水道事業管理者

印

自己啓発費用助成交付決定通知書

年 月 日付で提出された自己啓発費用助成申請に対し、下記のとおり助成金を交付することと決定したので通知します。

記

講座の主催者			
受講講座名		通学・通信 講座の別	通学・通信
受講期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
受講料	円		
助成金交付額	円		